

工事成績採点の審査項目別運用表(土木工事)

(土木・工事主任用)

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事に係る全ての工種について、現場条件を考慮した施工計画を立案した内容となっている。</li> <li><input type="checkbox"/> 詳細に渡る全ての作業分担と責任の範囲が明確に関係図書(施工体制台帳、体系図等)で確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事工程計画を大幅に短縮させる施工体制を確立し、工期短縮が地域住民に寄与した。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も見易い場所に掲げられ、現場と一致している。</li> <li><input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で工期の始期後10日以内に行われ、必要に応じて変更登録を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 全ての使用予定材料の品質が設計図書の目的に合致する根拠と証明書が事前に提出され、監督員の承諾を得られている。</li> <li><input type="checkbox"/> 品質管理に関する社内体制が確立され、社内検査などの時期や確認事項が工事全般にわたりよく把握され有効に機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設労働者の処遇改善のため、各種退職金制度の加入状況の把握や、未加入事業者に対し建退共制度への加入を促し、建退共の場合は証紙の配布や受け払い簿等による管理が適切にされている。(下請負者含む)</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</li> <li><input type="checkbox"/> 共同企業体の施工においては、共同企業体協定書、共同企業体編成表に基づく適正な運営がなされていることが、共同企業運営関係書類で確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由:]</li> </ul>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>					
		<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・a                  該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b                  該当項目が80%未満・・・・・・・・・・c</p> <p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常的に、監督員等に対して施工体制一般に関する事項に対する説明等が不適切な場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃より、施工体制一般事項の不備等についての指摘を受けた場合。</li> </ul>					

	II. 配置技術者 (現場代理人等)				
	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書及び適用となる諸基準について、全て理解し施工に際し一切漏れなく反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は、監督員と協議し適切に対応した。</li> </ul> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</li> <li><input type="checkbox"/> 全ての下請業者が行なう施工及び品質・出来形について管理し、その成果に対し速やかに確認・検査を行い、適時、監督員に報告している。</li> <li><input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工上の問題点に対し、積極的に有効な技術的提案を行った。</li> </ul> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業環境、気象、地下埋設物、地質等の工事制約条件について、事前の調査と対策を検討し監督員との協議を得て実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由： _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値（        %）＝該当項目数（        ）／評価対象項目数（        ）</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>			<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b</p> <p>該当項目が80%未満・・・・・・・・・・c</p> <p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常的に、監督員等に対して配置技術者に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃より、配置技術者の不備等についての指摘を受けた場合。</li> </ul>				

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事請負契約款第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書との確認においては、工事による全ての影響を検討しその対策も合わせて報告する。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書は設計図書の内容及び現場条件を詳細に反映し、その影響及び対策について綿密に検討したもとなっている。</li> <li><input type="checkbox"/> 計画内容に変更が生じ、施工計画書の変更が必要な場合、その都度当該工事の着手前に変更計画書を提出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の施工体制・方法が一致している。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の搬入時に品質・規格等を確認し、適切な方法で保管している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事機器・材料の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用工事機器・材料の品質保証等や工事記録写真等が適切に整理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 敷地の状況、構築物の位置及びベンチマーク等について立会の手続きが事前になされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 段階確認又は、一工程施工の確認手続き・報告が適時・適切に行われている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工協議簿など不足なく適時に提出した。</li> <li><input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 品質確保のための対策など施工に関する創意工夫が見られる。</li> <li><input type="checkbox"/> 気象等の自然条件に適応した施工が行われている。(温度管理、風対策等)</li> <li><input type="checkbox"/> 工事全体で使用機械、車両等で低騒音・排出ガス対策機械を使用している。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設副産物の処理、グリーン購入及びリサイクルへの取り組みが積極的である。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場内での整理整頓が日常的になされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 既設部分に対し、損傷を与えないような配慮をしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場環境改善等について独自の工夫により積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由： _____</p>			<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b</p> <p>該当項目が80%未満・・・・・・・・・・c</p>			<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		
		<p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常的に、監督員等に対して施工管理に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃より、施工管理の不備等についての指摘を受けた場合。</li> </ul>					

II. 工程管理	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理を工程表等を用いて、日常的に把握されていた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事により、地域住民の活動に与える影響が最低限の支障となるよう最大限の対策をして工事を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件変更への対応が積極的で処理が早く、また地元又は施設管理者等との調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 時間外や休日の作業が少なく、余裕をもって完成した。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書に定めのない、官公庁の休日・夜間作業は実施していない。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由： _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。          ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。          ③ 評価値（            ％）＝該当項目数（            ）／評価対象項目数（            ）          ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90％以上・・・・・・・・・・a          該当項目が80％以上90％未満・・・・・・・・b          該当項目が80％未満・・・・・・・・・・c</p> <p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常的に、監督員等に対して工程管理者に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃より、工程管理の不備等についての指摘を受けた場合。</li> </ul>		<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	

工事成績採点の審査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 店社パトロールを1回/月以上実施し記録が整備されている。(労働安全衛生規則第18条の6、8)</li> <li><input type="checkbox"/> 各種安全パトロールで指摘を受けたことがない。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全巡視、作業前打合せ(TBM)、危険予知(KY)等を実施し、記録を整備している。</li> <li><input type="checkbox"/> 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 労働安全法及び関係法令に基づき現場内で予測される災害について対策を講じている。</li> <li><input type="checkbox"/> 過積載防止、荷崩・落下防止、安全速度遵守等、交通災害防止に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 重機操作や各種工程に際して、誘導員配置や安全通路の表示・区分等を行い安全対策に万全をきした。</li> <li><input type="checkbox"/> 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 酸欠・有毒ガス・粉塵対策等作業環境に適切に対処している。</li> <li><input type="checkbox"/> 通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分に協議の上、交通安全に努めている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由： _____</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に関する現場管理または防災体制が不適切であった。</li> <li><input type="checkbox"/> 監督員から文書による改善指示を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 請負者の責により事故が発生したが、契約部署から口頭注意以上の処分がなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事担当部より文書又は口頭注意を受けた。</li> <li><input type="checkbox"/> 事故報告や被災者救護が遅延した。</li> </ul> <p>上記1項目でも該当あれば d</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全対策の不備により重大な災害等を与えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 請負者の責により事故が発生し、参加停止等措置要領による参加停止又は文書及び口頭注意措置を受けた。</li> </ul> <p>上記1項目でも該当あれば e</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・・・・ b</p> <p>該当項目が80%未満・・・・・・・・・・ c</p>			<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		
		<p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常的に、監督員等に対して安全対策に関する事項に対する説明等が不適切な場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃より、安全対策の不備等についての指摘を受けた場合。</li> </ul>					

IV. 対外関係	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施工にあたり施設管理者等との適切な折衝及び調整を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 特別に地元住民、施設及び機関に協議を必要とする工事に際し、積極的にすべての調査・調整を行い適切に解決した。</li> <li><input type="checkbox"/> 監督員に、折衝経過や苦情処理の経過等が遅滞なく報告された。</li> <li><input type="checkbox"/> 市民要望や苦情処理、折衝議事等の記録が漏れなく残されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関連工事との十分な調整及び工事内容を把握し、工事全体の円滑な進捗を図られている。</li> <li><input type="checkbox"/> 防塵・振動・騒音対策等周辺環境に適切に対応している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">理由： _____</p>			<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b</p> <p>該当項目が80%未満・・・・・・・・・・ c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値（           %）＝該当項目数（           ）／評価対象項目数（           ）</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>				
	<p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合c d eにより評価する。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常的に、監督員等に対して対外関係に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃より、対外関係の不備等についての指摘を受けた場合。</li> </ul>				

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	上水道(開削)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。 <input type="checkbox"/> 管布設(材料、加工、接合)が設計図書に基づき仕様書通り施工されている。 <input type="checkbox"/> 管の基礎、管周囲は、良質な材料で空隙のないよう仕様書通り施工されている。 <input type="checkbox"/> 分岐工等は、設計図書に基づき仕様書通り施工されている。 <input type="checkbox"/> 仕切弁等の設置は設計図書のとおり施工されている。 <input type="checkbox"/> 水圧試験は所定の水圧が確保され、水密性が確保されている。 <input type="checkbox"/> 埋設管のポリエチレンスリーブ被覆防食は、破損がなく、テープ・ゴムバンドが適切に巻かれている。 <input type="checkbox"/> 弁室等構築は、設計書に基づき仕様書通り施工され、ひび割れ、漏水等がない。 <input type="checkbox"/> 弁室の足掛け金物は適切に施工され、鉄蓋は施工手順書に従い正確に据えつけられている。 <input type="checkbox"/> 埋戻材の層状転圧等が適切で、端部を入念に施工している。 <input type="checkbox"/> 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工している。 <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 <input type="checkbox"/> 縁石等道路付属物の復旧が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 洗管・切替作業において、仕様書どおり計画的に実施され、かつ住民対応等が的確に実施されている。 <input type="checkbox"/> 分水・止水栓・メーターきょう・管末等の現場見出し、及び曲管使用部がしゅん功図書の表示に錯誤がなく見やすい。 <input type="checkbox"/> その他(理由: )  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ a 評価値が80%未満の場合・・・・・・ b ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                      ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。                      ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。                      ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			評価値計算方法 ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				
			左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				

工事成績採点の審査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

審査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	上水道(推進)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上取まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上取まっていること。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。 <input type="checkbox"/> 推進管の布設は目立った屈曲がない。 <input type="checkbox"/> 推進管にクラックや変形がない。 <input type="checkbox"/> 推進管の継ぎ手、グラウトホール等から漏水がない。 <input type="checkbox"/> 管の継ぎ手、コンクリートブロック等の継ぎ手の目地仕上げが良好である。 <input type="checkbox"/> 挿入管は外管と適切な離隔が確保されて布設された。 <input type="checkbox"/> 配水管と推進管との空隙は、設計図に基づき適切な材料を完全に充填した。 <input type="checkbox"/> 配水管の接合は、設計図に基づき仕様書通り施工された。 <input type="checkbox"/> 立抗の土留めは適切に計画され、支保工架設、撤去の時期が問題なく、仮設物の変位による周辺地盤や施設の沈下等の影響がなかった。 <input type="checkbox"/> 推進機材(刃口、セミシールド、後方設備)の計画が施工条件に合致し、施工途中の管理(切り刃監視、土量管理、推進管理)が適切で、地盤沈下等の影響がなかった。 <input type="checkbox"/> 立抗の埋戻しは、設計図に基づき仕様書通り施工され、周辺地盤とのすり付けが良く、舗装切断跡の処置も良い。 <input type="checkbox"/> 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工している。 <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 <input type="checkbox"/> 縁石等道路付属物の復旧が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> しゅん功図の表示に錯誤がなくみやすい。 <input type="checkbox"/> その他(理由: ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には c 評価とする。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 出来形の判定は、工事全般を通じて評価するものとする。                      ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                      ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。                      ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。                      ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。                      ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			評価値計算方法 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				
			左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				



工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	上水道(水管橋)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。 ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 資材の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。 <input type="checkbox"/> 添架管、架台等の品質がミルシート等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 工場溶接は、有資格者が行い、下地処理、乾燥が適切に行われた。 <input type="checkbox"/> 工場塗装は、ケレンを入念に行い、乾燥状態で行われ塗膜厚が適切に管理され有害付着物がない。 <input type="checkbox"/> 工場製作の加工精度計画が事前に提出され、その計画に適合した施工が行われた。 <input type="checkbox"/> 本管の現場溶接は、有資格者が行い、下地処理、乾燥が適切に行われた。 <input type="checkbox"/> 現場塗装は、ケレンを入念に行い、乾燥状態で行われ、塗膜厚が適切に管理され有害付着物がない。 <input type="checkbox"/> 接合部のボルト締め付けは、トルク調整レンチを使用しているか、トルクの確認頻度が適切である。 <input type="checkbox"/> 開削部分の本管接合は、仕様書で定められた一連の工程が適切に実施された。 <input type="checkbox"/> 開削部分のポリエチレンスリーブ被覆防食は、破損がなく、テープ・ゴムバンドが適切に巻かれている。 <input type="checkbox"/> 水圧試験は所定の水圧が確保され、水密性が確保されている。 <input type="checkbox"/> 埋戻しの層状転圧などの施工・管理が適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転圧された。 <input type="checkbox"/> 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工している。 <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 <input type="checkbox"/> その他の復旧資材、施工が適切に計画、実施された。 <input type="checkbox"/> しゅん功図の表示に錯誤がなくみやすい。 <input type="checkbox"/> その他(理由: )  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価とする。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
			① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
			評価値計算方法 ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				
			左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				

工事成績採点の審査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

審査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工(場所打ちコンクリート工)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 <input type="checkbox"/> 杭に損傷及び補修痕がない。 <input type="checkbox"/> 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録を行っている。 <input type="checkbox"/> 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 <input type="checkbox"/> 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 杭頭処理が適正に処理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度、養生期間を適正に管理されている。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 <input type="checkbox"/> 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 <input type="checkbox"/> コンクリートの施工打ち継目を適正に処理されている。 <input type="checkbox"/> 特殊コンクリートの施工にあたって、施工条件を遵守し実施している。 <input type="checkbox"/> セパレータコーン跡穴からの漏水がない。 <input type="checkbox"/> 構造物に影響を与えるクラックの発生がない。 <input type="checkbox"/> 掘削や土留等で周辺地盤への影響がない。 <input type="checkbox"/> 直接基礎の床付け面において独自で各種試験(粘着力・内部摩擦角・埋戻土の単位堆積重量等)を行って、現場に反映している。 <input type="checkbox"/> 埋戻材の層状転圧等が適切で、端部を入念に施工している。 <input type="checkbox"/> 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工している。 <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> その他(理由： <input type="checkbox"/> 進行性又は有害なクラックが発生したが、有識者(文献)等の意見に基づく処置を行っている。 上記該当があれば・・・・ c <input type="checkbox"/> ひび割れ調査の対象工事だが、調査を行っていない。 上記該当があれば・・・・ d	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                      ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。                      ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。                      ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				
			ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。  左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工 (アスファルト・特殊コンクリートブロック等)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定めている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 <input type="checkbox"/> 混合物の骨材粒度範囲・混合温度が仕様書に定めている規格値を満足し、整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 混合物の敷き均し温度及び交通開放時の表面温度が仕様書に定められた通りである。 <input type="checkbox"/> 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 <input type="checkbox"/> 気象条件等に適した混合物の運搬方法、舗設作業 (締固め等) の配慮が行なわれている。 <input type="checkbox"/> 路盤材の品質規格が仕様書通りで、かつ現場に搬入された材料の試験成績表が整理されている。 <input type="checkbox"/> 下層路盤材等の敷均しが適切で材料分離を起こしていない。 <input type="checkbox"/> 下層路盤工の密度管理等が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 凍上抑制層の密度管理等が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 養生砂を散布した場合、余剰分の砂を掃きとっている。 <input type="checkbox"/> コア採取により厚さ・密度の管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 附帯構造物等の品質管理が仕様書等に定められたとおり整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 特殊ブロック等は空隙がなく基礎と一体となっている。 <input type="checkbox"/> 特殊ブロック等は、凹凸がなくはめ込まれている。 <input type="checkbox"/> 特殊ブロック等の目地の処理が仕様書に定められた通り適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 必要な品質管理を仕様書通り適正に行われている。 <input type="checkbox"/> その他 (理由：  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                      ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。                      ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。                      ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                 </div>				
			評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) で評価する。 ③評価値 ( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				
			)  左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				

工事成績採点の審査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

審査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	植栽工	I. 出来形	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p> <p>※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。                      全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価                      全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価                      全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価</p> <p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。  <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。  <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>
		II. 品質	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。</p> <p>●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。  <input type="checkbox"/> 設計図書に定める植栽に係る品質管理が、施工計画書に基づき管理されている。  <input type="checkbox"/> 新植樹木、地被類は所定の形状を有し、病虫害・傷・腐れ・鉢くずれ等が無く、保護養生が適切である。  <input type="checkbox"/> 張芝 (公園用良質芝、栽培土芝) は生育が良く、緊密な根系を有し、萎れ・病虫害・雑草の根系が無く、保護養生が適切である。  <input type="checkbox"/> 花卉類は毛根の発育 (鉢廻り) が良好で、茎太く、適度の節間を有し、草姿が良好である。  <input type="checkbox"/> 客土及び土壌改良剤の品質は、仕様書に定められている規格以上のものである。  <input type="checkbox"/> 新植樹木・張芝・地被類は圃場より搬入後、直ちに植付けしている。  <input type="checkbox"/> 新植樹木、移植木は余剰枝の剪定、整姿、その他必要な手入れがなされている。  <input type="checkbox"/> 排水不良地・乾燥地等に対応した樹木の活着管理が適切に行われている。  <input type="checkbox"/> 支柱は仕様書・造園工事標準図に基づき、根入が十分でぐらつかず、結東部は杉皮等で保護し適切に施工されている。  <input type="checkbox"/> 張芝・吹付芝の施工前に土壌硬度試験及び土壌試験 (PH) を実施し、施工に活かされている。  <input type="checkbox"/> 土壌改良剤や肥料が客土と十分攪拌されていることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 張芝・吹付芝の床土は設計書に示す配合で均等に敷均し、適度の転圧をかけた後、むらなく均一に施工されている。  <input type="checkbox"/> 土壌改良剤や肥料の施用量が空袋、計量器により明確に確認できる。  <input type="checkbox"/> その他 (理由： )</p> <p>ばらつきの判断が不可能な場合                      評価値が80%以上の場合・・・・・・ b                      評価値が80%未満の場合・・・・・・ c</p> <p>※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。  <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。  <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。</p>	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。</p>	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>
			<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                      ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。                      ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>				
			<p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。                      ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>				
			<p>評価値計算方法                      ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) で評価する。                      ③ 評価値 ( ) (%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p>				

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	造園工	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定める品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 <input type="checkbox"/> 作工物・構造物周りの埋戻材が適切で、突き固めも十分行われたことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 園路等の表層は仕様書、特記仕様書に定められた品質を確保している。 <input type="checkbox"/> 園路等の路盤、凍上抑制層の転圧が適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼製品の塗装厚・サビ止及び材料の品質を確認できる書類が整備されている。 <input type="checkbox"/> 木製品の塗装、表面処理、防腐処理等を確認できる書類が整備されている。 <input type="checkbox"/> 公園施設等のボルトの締め付け確認、余長の確認等安全確認が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 現場打ちコンクリートは打設法・温度管理・養生等が仕様書に基づき適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 配筋は継手長・被り厚・結束など設計図、仕様書等に基づき適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 外柵 (石積・外柵石・車止・フェンス類等) の管理施設は通りが良く、傾きもなく設置されている。 <input type="checkbox"/> 水飲台、散水栓設置工では水圧試験を行い、特記仕様書に示す所定の水圧が確保されている。 <input type="checkbox"/> 表面排水、暗渠排水施設が有効に機能していることを視認等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 照明施設は接地抵抗試験、点灯試験、絶縁抵抗試験を行い、所定の基準値が確保されている。 <input type="checkbox"/> 新植樹木は所定の形状を有し、病虫害・損傷・鉢くずれ等がなく、保護養生・活着管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 張芝は、雑草の混入・病虫害が無く、保護養生・活着管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 新植樹木・張芝・地被類は圃場より搬入後、直ちに植付けている。 <input type="checkbox"/> 張芝・吹付芝の施工前に土壌硬度試験及び土壌試験 (PH) を実施し、施工に活かされている。 <input type="checkbox"/> 張芝・吹付芝の床土は設計書に示す配合で均等に敷均し、適度の転圧をかけた後、むらなく均一に施工されている。 <input type="checkbox"/> 土壌改良剤、肥料等の施用量が空袋、計量器により明確に確認でき、客土との攪拌も十分なされていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由： )	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
			① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
			評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) で評価する。 ③評価値 ( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。  左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	下水道 (開削・推進)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載されている。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格資料が施工前に提出され、監督員の確認を受けている。 <input type="checkbox"/> 管渠 (管布設・矩形渠布設、推進、シールド) は出来高管理が十分に行われ、高精度で施工された。 <input type="checkbox"/> 管路土工における床付面は、湧水対策が施され、人力により良好な仕上げとなっている。 <input type="checkbox"/> 管渠に影響を与えるクラックや変形がなく、漏水箇所がない。 <input type="checkbox"/> 管渠、マンホール等の砂・砕石基礎は、敷均し及び転圧等が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 管渠、マンホール等の基礎・躯体コンクリート及び鉄筋は、設計図書とおり適切に管理、実施されている。 <input type="checkbox"/> 管渠継手部において止水滑材や接着剤等のはみ出し等がない。 <input type="checkbox"/> 推進管の裏込め材料が適切で、充分充填されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 浸透式下水道は、有効長が確保され、単粒度砕石などの材料及び施工が適切である。 <input type="checkbox"/> マンホールはクラック等がなく、連結部に止水シール・止水ゴムが適切に使用されており、漏水がない。 <input type="checkbox"/> マンホールの足掛金物の位置、方向が適正で、鉄蓋設置は、ガタツキがなく、仕上がり天端高も適正である。 <input type="checkbox"/> インバートは形状、勾配、表面仕上げが適切で、漏水がない。 <input type="checkbox"/> 樹類は傾きがなく、取付管には理由のない屈曲がない。 <input type="checkbox"/> 掘削時の土留め方法や、推進時の掘進方法による、周辺地盤への影響が見られない。 <input type="checkbox"/> 埋戻しの層状転圧などの施工・管理が適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転圧された。 <input type="checkbox"/> 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 <input type="checkbox"/> 舗装復旧幅は、実際の掘削幅に影響幅 (+α) の合計したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 道路付属物などその他の復旧の材料、施工が適切に計画、実施された。 <input type="checkbox"/> 薬液注入工、高圧噴射攪拌工法が設計図書や計画書とおり施工されている。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
			① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
			① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
			評価値計算方法 ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) で評価する。 ③ 評価値 ( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。				

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	維持工	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上取まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上取まっていること。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成構造物について、規格値を満たしている。  <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  
 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。  
 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。  
 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  
 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。  
 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。  
 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法  
 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。  
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) で評価する。  
 ③評価値 ( ) % = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

工事成績採点の審査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

審査項目	工種	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。 ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケレンを入念に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成構造物について、規格値を満たしている。 <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  
 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。  
 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。  
 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  
 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。  
 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。  
 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法  
 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。  
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。  
 ③評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数



工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	工 種	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は様式 5 参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点 8 割以上取まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が80%以上の場合・・・・・・ a b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・・・ b c d eにより評価 全ての評価項目の内、バラツキ判断 (10測点以上) が50%未満の場合・・・・・・ c d eにより評価  上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。  ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式 5 参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点 8 割以上取まっていること。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成構造物について、規格値を満たしている。  <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____  ●判断基準 注 記載の 5 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 9 項目とする。  ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・ b 評価値が80%未満の場合・・・・・・ c ※ 削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d eにより評価する。 <input type="checkbox"/> 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 <input type="checkbox"/> しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  
 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。  
 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。  
 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  
 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。  
 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。  
 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

評価値計算方法  
 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。  
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) で評価する。  
 ③評価値 (        %) = (        ) 評価数 / (        ) 対象評価項目数

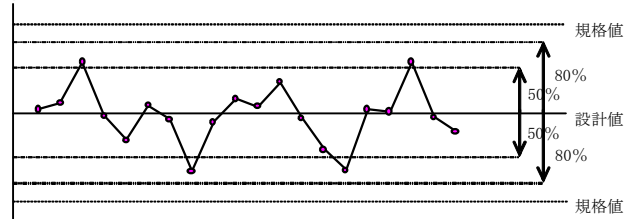
**【記入方法及び留意事項】**

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

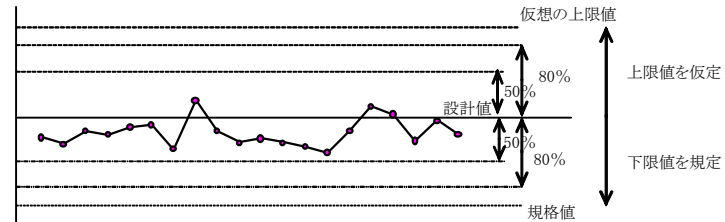
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断できる例

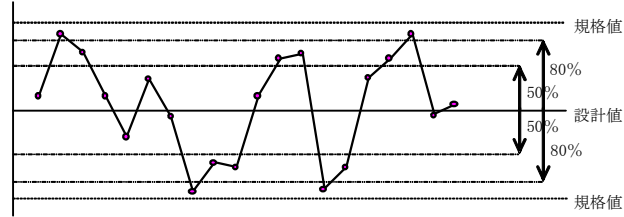


(下限値のみの場合)



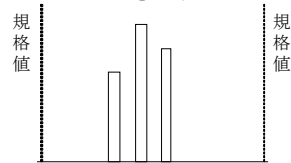
※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

②ばらつきが80%以下と判断できる例

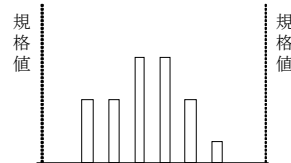


[度数表またはヒストグラムの場合]

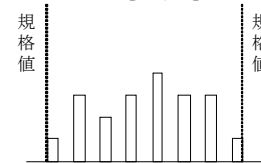
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. その他

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。
- (2) 緊急指示等に対する対応に関する評価項目については、緊急指示等の状況があった場合評価する。(別紙2-①)

工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

(土木・工事主任用)

考査項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT (情報通信技術) を活用した情報化施工を取り入れた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> </ul> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(通常設備からさらに工夫した場合)</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> その他 [ 理由 : _____ ]</p>
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	<p>得 点 : _____ 点</p> <p><b>【創意工夫の詳細評価】</b> 工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3. 工事主任の上司が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。